

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 奈良県
（氏名） A

上記被審人に対する平成26年度（判）第9号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官梶浦義嗣、審判官城處琢也、同琴岡佳美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金68万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成26年8月27日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成26年6月26日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、遅くとも平成25年3月12日までに、イオン株式会社（以下「イオン」という。）の役員であったBから、Cを介して、Bがその職務に関し知った、イオンの業務執行を決定する機関が、兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1に本店を置き、食料品、衣料品等の販売等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されている株式会社ダイエー（以下「ダイエー」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた平成25年3月28日より前の同月13日及び同月15日、D証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、ダイエー株式合計5000株を買付価額合計114万5000円で買い付けたものである。

2 法令の適用

法第175条第2項第2号、第167条第3項前段、第1項第1号、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

(1) 法第175条第2項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(366円×5,000株)

－ (225円×3,000株＋235円×2,000株)

= 685,000円

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、680,000円となる。